

受付

1.10.27

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、
当該の日を除く)

目 次

◇告 示 民國健康保険法によるその他の都道府県被取扱機関と

なる申出の受理

健康保険法による保険医療機関の指定

健康保険法による保険薬剤師の登録

肥料の登録の有効期間の更新

肥料の登録

土地改良事業計画の認定

森林法第百八十九条の規定による告示

開墾区の廃止等

院長が不在者投票管理者となる病院の指定

教委告示

△公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一
部改正

告

示

鳥取県告示第五百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県被取扱機関となる旨の申出を受理したから、

被取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

被取扱機関 所 在 地
 機関名 (注)第三十七条
 第五項による
 申出の受理の年月日
 三好内科 米子市道笑町二丁目一〇 全国都道府県 昭和四十一年
 一番地 申出の都道府県
 県名
 九月十二日
 申出の都道府県
 申出の年月日
 院長が不在者投票管理者となる病院の指定

△運営告示
 開墾区の廃止等
 院長が不在者投票管理者となる病院の指定
 △教委告示
 臨時教育委員会の招集
 △公安告示
 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一
部改正

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第五百五十九号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

小田耳鼻咽喉科医院 島取市戸内原町一九ノ七 耳鼻咽喉科 内科、外科、耳鼻咽喉科 小田 明 昭和四十一年十月一日 乙表点数表

岡田医院 八頭郡那家町字花二九四 岡田不二雄 ハ 八日

鳥取県告示第五百六十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十二日付で東伯郡大栄町大字原一、一一〇番地 沢住辰藏は、三十九人の者から申請のあつた農業で行なう土地改良事業(圃場整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 総覧に供する書類の名称
土地改良事業(圃場整備)計画書の写し。

二 総覧に供する期間
昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。

鳥取県告示第五百六十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十四号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十六日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、十七人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原圃場整備事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 総覧に供する書類の名称
久米ヶ原土地改良事業(圃場整備)計画書の写し。

二 総覧に供する期間
昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。

鳥取県告示第五百六十五号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十七号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百七十号
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付で倉吉市不入岡三二一番地 萩中政雄は、二十二人の者から申請のあつた農業で行なう久米ヶ原畠地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百七十一号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十二号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十三号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十四号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十五号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十六号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十七号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十八号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

鳥取県告示第五百七十九号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分数(パーセント) 生産業者の住所及び氏名

第三二五号	肥料	完全複合	うらアソニニア性肥料 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性りん酸 加里全量 うち水溶性加里	一〇〇 五七・八 五・五 一〇〇 五・八	東伯郡東郷町田嶋二二番地 東郷農業組合組合 組合長理事 秋久 清二
			東伯郡東郷町大字朝来二 五三ノ二		
			名和町農業組合組合		
			組合長理事 山根 繁治		

三

概覧に供する場所

倉吉市役所 大栄町役場

四

異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、概覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定

に基づき、昭和四十一年六月八日付けで倉吉市不入岡三二一番地 級中政
雄はか十五人の者から申請のあつた営業で行なう久米ヶ原開拓パイロット
事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、
次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

久米ヶ原土地改良事業（開拓パイロット）計画書の写し

概覧に供する期間

昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。

概覧に供する場所

倉吉市役所 大栄町役場

四 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、概覧
期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十一年十月二十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第十八条第二項の規定により、
東郷選挙区を廃止し、米子市の区域に係る選挙区の区域を次のとおり改め
たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に關す
る規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十一年十月二十六日
から施行する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 反 敏

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 勲 一

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

鳥取県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき
保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に
ついては、その森林所有者が知れず又はその所在が不明であり、同法第
三十一条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法
三百八十九条の規定によりその内容を若桜町役場に掲示したから、同法同
条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の指定予定森林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所
有者の住所及び氏名

森林の所在場所 森林所有者

郡 町 大字 字 地	番 分明である最後 の住所 氏 名
八頭 若桜 中原 外ノ岡	一三四七ノ三八
大飯市原淀川区	西中島町六丁目
	一〇一

一三四七ノ三九

郡市名	開票区名	区	城
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六及び第十七の各投票区	
	第二開票区	第五、第六、第七、第八、第九、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一及び第二十二の各投票区	

病院名	所在地
医療法人十字会野島病院	倉吉市源崎町二、七一四番地ノ一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 勲 一

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

3の項中

県道木子大山線 西伯郡伯仙町大字尾高字奥谷口二、二〇〇番地を経て西伯郡伯仙町大字下、舞子上河原四七四の一一番地地先までの間

県道木子大山線 西伯郡伯仙町尾高字泉谷口二、二〇〇番地地先から同郡同町尾高字門田一、七六四番地を経て同郡同町下舞子上河原四七四の一一番地地先までの間

四〇キロメートル
(ただし、原動機付自転車を除く。)

四〇キロメートル
(ただし、原動機付自転車を除く。)

を

七六〇メートル

右

同

に改める。

県道大山御机線 日野郡江府町大字吉原字鶴手大番地地先から同郡壽口町大内字水原一、〇六七番地の六地先までの間

県道大山御机線 西伯郡大山字島越九四番地地先から日野郡江府町大字御机字三附平四二九番地の二地先までの間

三、〇〇〇メートル
五、六〇〇メートル

右

同

を

5の項中

日野郡壽口町大字白水字中河原二四三の二番地地先

西伯郡岸本町吉長五三の一一番地地先

西伯郡岸本町吉長五四の二一番地地先

西伯郡岸本町吉定四一一の一一番地地先

日野郡壽口町白水字中河原二四三の二番地地先

日野郡壽口町壽口三三三の三番地地先

日野郡江府町大字江尾九番地地先

日野郡江府町大字江尾二、〇一〇番地の二地先

岩美郡岩美町大字岩本一、一二四番地地先

日野郡壽口町吉長五三の二番地地先

北方二〇メートルの地点

日野郡日野町大字黒坂字巻ヶ行岸一、九八大的二番地地先

二〇番地地先

大字上音都合内林一五八の三番地地先

カーブ南方二〇メートルの地点

日野郡壽口町白水カーブ南方二〇メートルの地点

日野郡壽口町根雨原カーブ南方三〇メートルの地点

日野郡壽口町大字根雨原カーブ北方三〇メートルの地点

カーブ北方三〇メートルの地点

日野郡壽口町根雨原一、一三一の四番地地先

日野郡江府町大字佐川字小原一大の一一番地地先

日野郡江府町大字佐川字小原一大の一一番地地先

第一地先

第一地先

大字安藤

を

に

を

に

を

を

を

に改める。

伯備線日光橋りよろ出口

を

西伯郡岸本町吉長五三の一一番地地先

日野郡壽口町吉長五四の二一番地地先

日野郡壽口町吉定四一一の一一番地地先

日野郡壽口町白水字中河原二四三の二番地地先

日野郡壽口町壽口三三三の三番地地先

日野郡江府町大字江尾九番地地先

日野郡江府町大字江尾二、〇一〇番地の二地先

岩美郡岩美町大字岩本一、一二四番地地先

日野郡壽口町吉長五三の二番地地先

北方二〇メートルの地点

日野郡日野町大字黒坂字巻ヶ行岸一、九八大的二番地地先

二〇番地地先

大字上音都合内林一五八の三番地地先

カーブ南方二〇メートルの地点

日野郡壽口町白水カーブ南方三〇メートルの地点

日野郡壽口町根雨原カーブ南方三〇メートルの地点

日野郡壽口町大字根雨原カーブ北方三〇メートルの地点

カーブ北方三〇メートルの地点

日野郡壽口町根雨原一、一三一の四番地地先

日野郡江府町大字佐川字小原一大の一一番地地先

第一地先

第一地先

大字安藤

を

に

を

に

を

を

を

